

○議長（吉田敏郎）

日程第４ 議案第５号 開成町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、会計年度任用職員について、任用形態や任用手続きに応じた方法により服務の宣誓を行うことができるようにするため、開成町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することを提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは、議案第５号の表紙を御覧ください。

議案第５号 開成町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和２年３月３日提出、開成町長、府川裕一。

まず、今般の条例改正の概要について、御説明申しあげます。

地方公務員法第３１条では、「職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」と規定されています。本町におきましては、開成町職員の服務の宣誓に関する条例の規程に基づき、任期の定めのない常勤職員、一般職員でございますが、こちらに関しては、任命辞令の発令時に、自署した宣誓書を、任命権者である町長の面前で読み上げることとしております。

一方、令和２年４月施行の地方公務員法の一部改正により、これより任命根拠が明確でなかった一般職の非常勤職員に関しまして、会計年度任用職員制度が創設され、会計年度任用職員にも、地方公務員法上の服務に関する規程が適用されるということになりました。会計年度任用職員は、一会計年度を限度として任用される職ですが、再度の任用を行った場合に、任用に際して毎回宣誓する必要があるのか、また短期間の任用の場合を含めて、全ての会計年度任用職員に常勤職員と同様に任命権者の面前での宣誓書への自署を求めるのかといった疑義が、総務省へ寄せられておりました。

この点について総務省では、会計年度任用職員の任用形態や任用手続きがさまざまであることに鑑み、宣誓書の提出は、初回の任用時のみ限定する方法、自署した宣誓書を提出させる方法など、任期の定めのない常勤職員とは異なる、個々の会計年度任用職員にふさわしい方法で服務の宣誓を行うことが適当である旨の見解を示し、

同時に、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正の例を示したところでございます。

総務省の見解を踏まえ、本町におきましても、任期の定めのない常勤職員とは異なる方法で、会計年度任用職員が服務の宣誓を行うことができるようにするため、必要な条例改正を提案するものでございます。

1枚おめくりいただいて、2枚目の条例案を御覧ください。

開成町条例第 号 開成町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。
開成町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

職員の服務の宣誓について定める、第2条の改正でございます。第2条に第2項を新設し、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる、こういった旨を規定するものでございます。

附則でございます。この条例の施行期日は、会計年度任用職員を創設する地方公務員法の一部改正の施行日にあわせて、令和2年4月1日と定めるものでございます。

なお具体的には、会計年度任用職員には新規採用時のみ宣誓書の提出を求めると、この方向で進めることと予定してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。この内容、ある程度認識しておりますけれども、確認させていただきたいのですけれども、開成町で、この会計年度任用職員の服務宣誓書に署名する、該当する人は何名ぐらい当たるのかをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度の予算要求段階、現時点ということで申し上げますと、165名の方が予定されております。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

はい、ありがとうございます。それで、またこの服務的なこと、非常に大切だとは思いますが、その内容というのも皆さんしっかり把握していただいて、

宣誓書に署名していただきたいというところで。

先ほどの説明だと、提出ということになっていきますけれども、この辺はもうちょっと具体的に、この宣誓書が送られて署名して送ると。何かその説明というか内容の場というのはあるのか、ちょっとその辺を確認させていただきたい。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。

実は、会計年度任用職員、新たに制度ではじまりまして、さらに4月から新規で雇用する方については説明会をやりましょうというお話が、町長部局、教育長部局でございましたが、今回の新型コロナウイルスの関係で、説明会そのものを書面でということになっていますが、ここの辺りにつきましては、会計年度任用職員といいましても地方公務員ということで、我々と同じになりますが、丁寧に説明して御理解をいただくと。それで、先ほど申しあげましたとおり、我々常勤職員の場合は、任命権者の前で自署した宣誓書というのを、一人一人読み上げることになっています。ただこの165名の方が、それぞれの任命権者の前で読み上げるというのは、ちょっと現実的ではないということですので、自署していただいた宣誓書等、これをもって宣誓したとみなせるようにと、今回条例改正をさせていただくものでございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

済みません、ありがとうございます。せっくなので、もう1点。

職員に関しましては、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前、というようなところがありましたけれども、今回の会計年度任用職員の方々も、この辺も同様な形で、説明というか今言われたようなところでは、こういう方たちの前で行われるのですか。ちょっとその辺を確認させていただきたい。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。

基本的には、常勤職員については町長または教育長となつてまいります。会計年度任用職員の場合も同じ考え方ではございますが、書類の提出をもってということですので、それぞれの任命権者、町長、教育長の前でそれを提出するというよりも、これは事務的なほうでお預かりをするという形になろうかと思えます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第5号 開成町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。